



鳥取県公報

平成17年 7月12日(火)
第 7 7 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (546) (西部総合事務所福祉保健局) ... 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (547) (") 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (548) (") 2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (549) (東部福祉保健局) 2
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (550) (") 3
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (551) (") 3
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (552) (") 4
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (553) (") 4
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (554) (") 5
	指定居宅サービス事業者の事業所の所在地の変更 (555) (") 5
	指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (556) (") 6
	特定計量器の定期検査の実施 (557) (県民生活課) 6
	公共測量の実施 (558) (耕地課) 6
調達公告	公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (行政経営推進課) 7
正 誤	平成17年 3月 4日付鳥取県告示第126号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第546号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 7月12日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	米子市両三柳1400	社会福祉法人こうほうえん訪問介護事業所な んぶ幸福苑	米子市石井1238	居宅介護	平成17年 7月 1日

有限会社エムアンドエヌ	広島県広島市西区南観音町5-14	ほのぼのデイサービス	米子市両三柳2300-1	デイサービス	〃
社会福祉法人あしーど	米子市道笑町二丁目126	デイセンターはみんぐ	米子市東福原五丁目6-25	〃	平成17年7月4日

鳥取県告示第547号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	米子市両三柳1400	社会福祉法人こうほうえん訪問介護事業所ななぶ幸福苑	米子市石井1238	居宅介護	平成17年7月1日
有限会社エムアンドエヌ	広島県広島市西区南観音町5-14	ほのぼのデイサービス	米子市両三柳2300-1	デイサービス	〃
社会福祉法人あしーど	米子市道笑町二丁目126	デイセンターはみんぐ	米子市東福原五丁目6-25	〃	平成17年7月4日

鳥取県告示第548号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
医療法人真誠会 理事長 小田 貢	米子市河崎580	弓浜脳活性クラブ	米子市大崎1511-1	通所介護	平成17年7月1日

鳥取県告示第549号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会郡家支所	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	居宅介護	平成17年 7月 1日
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593 - 1	〃	〃

鳥取県告示第550号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
特定非営利活動法人ワークスコープ	東京都豊島区南大塚二丁目33 - 10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257	居宅介護	平成17年 6月 6日

鳥取県告示第551号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
-----	------------	----------------------	--------------------	--------------	-------

		名称	所の所在地		
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会郡家支所	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	居宅介護	平成17年7月1日
"	"	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	"	"
"	"	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593 - 1	"	"

鳥取県告示第552号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
特定非営利活動法人ワークーズコープ	東京都豊島区南大塚二丁目33 - 10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257	居宅介護	平成17年6月6日

鳥取県告示第553号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会郡家支所	八頭郡八頭町宮谷254 - 1	居宅介護	平成17年7月1日
"	"	社会福祉法人八頭町社	八頭郡八頭町船岡殿	"	"

		会福祉協議会船岡支所	159		
"	"	社会福祉法人八頭町社 会福祉協議会八東支所	八頭郡八頭町東593 - 1	"	"

鳥取県告示第554号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区南大塚二丁目33 - 10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257	居宅介護	平成17年6月6日

鳥取県告示第555号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社幸風 代表取締役 福谷 一郎	岩美郡岩美町大字浦富434 - 25	幸風デイサービスセンター	岩美郡岩美町大字浦富434 - 25	平成16年11月1日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 岸本 晟	鳥取市富安二丁目104 - 2	鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所	鳥取市富安二丁目96	平成17年4月1日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 岩城 雄作	東京都豊島区南大塚二丁目33 - 10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜257	平成17年6月6日

鳥取県告示第556号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人鳥取市 社会福祉協議会 会長 岸本 晟	鳥取市富安二丁目 104 - 2	鳥取市居宅介護支援 事業所	鳥取市富安二丁目96	平成17年4月1日

鳥取県告示第557号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市の区域に限る。）	平成17年9月12日（月）	午前10時から 午後3時まで	鳥取市新品治1 - 2 中国電力株式会社鳥取支社
〃	平成17年9月13日（火）	午前10時から 正午まで	鳥取市湖山町北六丁目334 鳥取市立湖山地区公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	鳥取市賀露町西四丁目1806 鳥取県漁業協同組合
〃	平成17年9月15日（木）	午前10時から 午後3時まで	鳥取市吉成三丁目1 - 1 鳥取市立市民体育館
〃	平成17年9月16日（金）	〃	鳥取市掛出町12 鳥取市民会館
〃	平成17年9月20日（火）	〃	〃
〃	平成17年9月22日（木）	〃	〃
〃	平成17年9月29日（木）	〃	鳥取市若葉台南七丁目7 鳥取県計量センター

鳥取県告示第558号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）
- 2 作業期間 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び倉吉市

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年7月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務の詳細

本件業務は、県民等がインターネット等を利用して県立施設の利用予約、空き状況の照会等を可能とすることにより県民サービスの向上及びシステム化による予約業務等の簡素化・効率化を図るため、鳥取県立施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を導入し、及び運用する。

なお、本件業務に係るソフトウェア及びハードウェアは、A S P（Application Service Provider）により導入し、及び運用するものとする。

ア 借入物品の名称及び数量

- (ア) 施設予約システム導入業務 一式
- (イ) 施設予約システム及びその運用に必要なハードウェアの利用サービス 一式
- (ウ) 施設予約システムの運用に係る技術的支援 一式

イ 借入物品の仕様

鳥取県立施設予約システム導入業務調達仕様書による。

ウ 借入期間

平成18年3月1日から平成23年3月31日まで

エ 納入期限

平成18年2月28日（火）

オ 納入場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政経営推進課ほか

- (2) 予算額 42,848千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成17年7月12日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成17年7月12日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件業務の企画提案書の提出の日までに、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るもの及びリース、レンタルに係るものを有すること。

(5) 平成17年5月17日付鳥取県公報第7686号で公告した県立施設予約システム導入支援業務を受託した者でないこと。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する鳥取県立施設予約システム導入企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の事項等について評価委員会が別に定める評価基準の各評価項目ごとの得点を合計する方法により得点を算出して行う。

- (1) 施設予約システムの導入の基本方針
- (2) 施設予約システムの導入に係る課題への対応
- (3) 施設予約システムの基本要件への対応
- (4) 施設予約システムの機能要件への対応
- (5) 施設予約システムの導入・運用に係る費用

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県総務部長が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857 - 26 - 7613

電子メール gyouseikeiei@pref.tottori.jp

- (2) プロポーザル参加要領等の交付

ア 交付期間

平成17年7月12日（火）から同月25日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、(2)で交付するプロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成17年7月25日（月）午後5時まで

なお、郵送による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

参加要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成17年8月22日(月)午後5時まで

なお、郵送による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成17年7月12日(火)午前9時から同年8月3日(水)午後5時まで

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、得点順に順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)に同じ。

(3) 詳細は、参加要領による。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract:

1set of System for Reservation of Prefectural Facilities

(2) Deadline for submission of letter of interest:5:00 P.M. July 25th, 2005

(3) Deadline for submission of proposal:5:00 P.M. August 22th, 2005

(4) For further inquiries please contact:

New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi

680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7613

正 誤

平成17年3月4日付鳥取県告示第126号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
7	5	鳥取市役所	岩美町役場

